

附属明細書

2015年 4月 1日から2016年 3月31日まで

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産について、財務諸表の「注記3. 基本財産の増減額及びその残高」に記載しているため、記載を省略する。

2. 引当金の明細

該当なし。